

家畜衛生だより

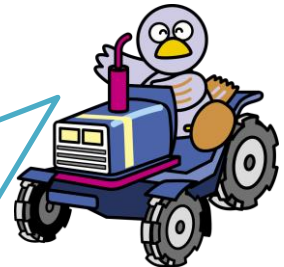
軽油の免税制度の御案内

～報告頻度が緩和されました～

埼玉県税条例が一部改正され、軽油引取税の免税制度において、免税軽油使用を申請する農業者等からの報告頻度が1年に一度に緩和されました。

「軽油引取税」とは？

軽油の引取に対して課される税金です。
埼玉県では、1リットルあたり32.1円が、
軽油の購入代金に含まれており、県の貴重な財
源となっています。



農業用機械に使用する軽油は、免税軽油制度を利用することで、軽油引取税の免除を受けられます。

対象農業用機械

：トラクターやコンバイン、畜産用の機械など

制度の利用には、県税事務所への申請手続きが必要です。
詳しくは、添付のチラシを御覧ください。

川越家畜保健衛生所 畜産支援・安全対策担当

TEL 049-225-4141 FAX 049-226-9653

配合飼料タンクの安全性確保を！

～配合飼料輸送体制の維持のために～

飼料タンクに配合飼料を補充する高所作業中に、飼料輸送業者の運転手に事故が発生しました。

また、今後輸送業者の運転手不足により配合飼料のスムーズな輸送が困難となることが予想されます。配合飼料が安全に、また効率的に供給されるよう、以下の点について、御注意をお願いします。

1 配合飼料タンクの安全性確認

- (1) タンクの支柱、はしご等に腐食や不具合がないこと。
- (2) タンクが傾いていないこと。
- (3) タンク周囲の除草や不要なものを置かないなど、環境を整備し、スムーズに作業が行えるようにすること。
- (4) 高所作業の危険性を減らすための工夫をする。
 - ①はしごは背かご付きにする。
 - ②はしごを使わなくても蓋の開閉ができる紐をつける。

転落注意



2 地域の飼料輸送体制の維持

- (1) 飼料メーカー、輸送業者等が効率的な飼料の製造、配送計画を組めるよう、飼料の在庫を適切に把握、余裕を持って注文する。
- (2) 輸送業者に、タンク内の残量確認などの付帯作業を行わせる場合、業務に応じた料金を支払うこと。
- (3) 効率的な配送のため、まとまった量で注文する。



☆詳しくは、同封の「配合飼料タンクの管理保守等に対して留意すべき事項」を御覧ください。